

令和7年9月19日

関係団体御担当者様

鹿児島県商工労働水産部商工政策課長

「下請法・振興法 法改正説明会～下請・振興法の新常識～」の開催について
(御案内)

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、下請法（下請代金支払遅延等防止法）及び下請振興法（下請中小企業振興法）については、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、本年5月に改正され、令和8年1月1日に施行されることとなっています。

つきましては、九州経済産業局及び公正取引委員会事務総局九州事務局との共催により、下記のとおり改正法に関する説明会を開催しますので、御多忙のところとは存じますが、ぜひ御参加ください。

また、会員等の方々への周知についても御協力くださいますよう、併せてお願ひいたします。

記

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和7年10月7日(火) 午後2時～午後4時 |
| 2 | 主 催 等 | 九州経済産業局、公正取引委員会事務総局九州事務局
(共催:鹿児島県) |
| 3 | 会 場 | カクイックス交流センター大研修室3(鹿児島市山下町14-50) |
| 4 | 形 式 | 対面 |
| 5 | 対 象 | 県内の全業種事業者、支援機関、金融機関 等 |
| 6 | 定 員 | 100名 ※1事業者につき2名まで参加可能 |
| 7 | 申込期限 | 令和7年10月6日(月) 午後5時まで |

※ 法改正により「下請代金支払遅延等防止法」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(略称:中小受託取引適正化法、通称:取適法)に、「下請中小企業振興法」は「受託中小企業振興法」(通称:振興法)に、法律名称が変わります。

問合せ先
【説明会について】 九州経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室 担当:井上,三好 電話:092-482-5590
【本案内について】 鹿児島県商工労働水産部商工政策課 担当:団体係 廣川,南 電話:099-286-2935